第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員定数条例）

○南空知公衆衛生組合職員定数条例

昭和42年5月23日

条　例　第　５　号

改正　昭和43年01月23日条例第1号　　昭和44年01月06日条例第2号

　昭和44年10月01日条例第3号　　平成05年03月05日条例第1号

　平成08年03月12日条例第4号　　平成11年12月16日条例第6号

　平成19年03月29日条例第1号

　（定義）

第１条　この条例で「職員」とは、組合長の事務部局に常時勤務する職員（嘱託員及び雇傭人を含み、組合長、副組合長、事務管理者及び会計管理者並びに臨時に期間を定めて雇傭する者を除く。）をいう。

　（職員の定数）

第２条　職員の定数は、16人とする。

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和43年1月23日条例第1号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年1月6日条例第2号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（昭和44年10月1日条例第3号）

　この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成5年3月5日条例第1号）

　この条例は、平成5年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成8年3月12日条例第4号）

　この条例は、平成8年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成11年12月16日条例第6号）

　この条例は、平成12年1月1日から施行する。

　　　附　則（平成19年3月29日条例第1号）

　この条例は、平成19年4月1日から施行する。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例）

○南空知公衆衛生組合職員の定年等に関

　する条例

昭和60年3月6日

条　例　第　２　号

　（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

　（定年等による退職）

第２条　職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

　（定年）

第３条　職員の定年は、年齢60年とする。

　（定年による退職の特例）

第４条　任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

　(1)　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

　(2)　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

　(3)　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

２　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

３　任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

　　　　　　　　　　第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例）

４　任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前

に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

５　前各号の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

　（定年退職者の再任用）

第５条　任命権者は、第2条の規定により退職した者又は前条の規定により引き続き勤務した後退職した者について、次の各号に該当し、かつ、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、1年を超えない範囲内で任期を定め、その者を常時勤務を要する職に採用することができる。この場合において、その職は、その者が退職する前に任用されていた職と職務の複雑と責任の度が同等以下と認められる職でなければならない。

　(1)　退職する前の勤務成績が良好であること。

　(2)　採用に係る職の職務の遂行に必要な知識又は技能を有していること。

２　任命権者は、前項の任期又はこの項の規定により更新された任期における勤務成績が良好である者について、引き続き公務の能率的運営を確保するために特に必要があると認めるときは、その任期を1年を超えない範囲内で更新することができる。

３　前2項の規定による任期については、その末日は、その者に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

４　第1項及び第2項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

　（定年に関する施策の調査等）

第６条　組合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

　　　附　則

　この条例は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、第6条の規定は、公布の日から施行する。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

○南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び

　休暇等に関する条例

平成7年3月31日

条　例　第　３　号

改正　平成08年10月16日条例第1号　　平成14年11月19日条例第1号

　平成19年03月29日条例第2号　　平成21年03月31日条例第3号

　平成22年03月23日条例第3号　　平成22年06月11日条例第4号

平成29年02月27日条例第1号　　平成22年06月11日条例第4号

　南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成5年条例第3号）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、南空知公衆衛生組合職員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（１週間の勤務時間）

第２条　職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

２　地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下｢育児短時間勤務｣という｡)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む｡以下｢育児短時間勤務職員等｣という｡)の1週間当たりの勤務時間は､当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては､同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容｡以下｢育児短時間勤務等の内容｣という｡)に従い､任命権者が定める｡

３　任命権者は、職務の特殊性又は当該期間の特殊の必要により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

　（週休日及び勤務時間の割振り）

第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

とする。

２　任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については､1週間ごとの期間について､当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

３　任命権者は、職員(規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として規則で定める期間(以下この項及び次項において「単位期間」という。)ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

４　任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第7条の3第1項及び第2項並びに第8条第1項から第3項までにおいて同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者をいう。第16条第1項において同じ。)の介護をする職員であって、規則で定めるもの

(2)　 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として規則で定めるもの

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

第４条　任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要の

ある職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあっては､当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあっては､4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

　（週休日の振替等）

第５条　任命権者は、職員に第3条第1項若しくは第4項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、規則の定めるところにより、第3条第2項から第4項まで又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

　（休憩時間）

第６条　任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。

２　任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合において、前項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときは、規則の定めるところにより、同項の休憩時間を45分以上1時間未満とすることができる。

３　前1項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要がある場合において、規則の定めるところにより、一斉に与えないことができる。

　（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第７条　任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の収受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務を　　　　　第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

することを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

２　任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

　（時間外勤務代休時間）

第７条の２　任命権者は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）第13条第3項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第3条第2項若しくは第3項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日(第10条第1項において「勤務日等」という。)のうち第10条第1項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

２　前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

　（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）

第７条の３　任命権者は､次に掲げる職員(第3条第3項又は第4項の規定により勤務時間を割り振られた職員を除く｡)が､規則の定めるところにより､その子を養育するために請求した場合には､公務の運営に支障がある場合を除き､規則の定めるところにより､当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を､職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう｡第3項において同じ｡)をさせるものとする｡

(1)　小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2)　小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの

２　前項の規定は､第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する｡この場合において､前項中｢次に掲げる｣とあるのは｢第

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下｢要介護者｣という｡)のある｣と､｢その子を養育｣とあるのは｢当該要介護者を介護｣と読み替えるものとする｡

３　前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

　（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第８条　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

２　任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第7条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

３　任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第7条第2項に規定する勤務をさせてはならない。

４　前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が規則で定めるところにより、当該子を養育」あり､第2項中｢3歳に満たない子のある職員が､規則で定めるところにより､当該子を養育｣とあり､及び前項中｢小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が､規則で定めるところにより､当該子を養育｣とあるのは､｢第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下｢要介護者｣という｡)のある職員が､規則で定めるところにより､当該要介護者を介護｣と､第1項中｢深夜における｣とあるのは｢深夜(

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

午後10時から翌日の午前5時までの間をいう｡)における｣と､第2項中｢当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である｣とあるのは｢公務の運営に支障がある｣と読み替えるものとする。

５　第1項から前項までに規定するもののほか、勤務の制限に関する手続きその他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

　（休日）

第９条　職員は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月31日から翌年の1月5日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）についても、同様とする。

　（休日の代休日）

第１０条　任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第7条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

２　前項の規定により代休日を指定された職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

　（休暇の種類）

第１１条　職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

　（年次有給休暇）

第１２条　年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

　(1)　次号から第3号までに掲げる職員以外の職員　20日(育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

　(2)　次号に掲げる職員以外の職員であって、当該年の中途において新たに職員となるもの　その年の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

(3)　当該年の前年において国家公務員又は他の地方公共団体等の職員であった者

であって引き続き当該年に新たに職員となったもの　他の地方公共団体等の職員として在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数

２　年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

３　任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

　（病気休暇）

第１３条　病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

　（特別休暇）

第１４条　特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定める場合における休暇とする。この場合において、規則で定める特別休暇については、規則でその期間を定める。

　（介護休暇）

第１５条　介護休暇は、職員が要介護者(配偶者等で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が､規則の定めるところにより､職員の申出に基づき､要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに､3回を超えず､かつ､通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下｢指定期間｣という｡)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

２　介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

３　介護休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

　（介護休暇）

第１５条の２　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

３　介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

　（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）

第１６条　病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

　（規則への委任）

第１７条　第12条から前条までに規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、規則で定める。

　附　則

　（施行期日）

第１条　この条例は、平成7年4月1日から施行する。

　（経過措置）

第２条　この条例の施行前に、改正前の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項の規定により、1週間の勤務時間が定められているものについては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定により勤務時間が定められたものとみなす。

２　この条例の施行の際現に旧条例第2条第4項本文の規定に基づき月曜日から金曜日までの5日間において1日につき8時間の勤務時間が割り振られている職員について同条第4項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

３　この条例の施行の際現に前項に規定する職員以外の職員について、旧条例第2条第4項又は第5項の規定に基づき定められている勤務を要しない日又は勤務時間の割振りは、それぞれ新条例第4条又は第5条の規定に基づき任命権者が定めた週休日又は勤務時間の割振りとみなす。

４　前項の規定が適用される職員について、旧条例第3条に基づき定められている休憩時間については、新条例第6条の規定に基づく休憩時間とみなす。

５　施行日前から引き続き在職する職員の施行日以後の平成7年における年次有給休暇の日数については、新条例第12条第1項の規定にかかわらず、旧条例第6条に第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

規定する年次有給休暇とする。

６　この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定に基づき職員が請求している年次有給休暇の時季については、新条例第12条第3項の規定に基づき請求したものとみなす。

７　この条例の施行の際現に旧条例第6条の規定に基づき任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けている休暇については、新条例第16条の規定に基づき任命権者が承認したものとみなす。

８　前各号に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

　　　附　則（平成8年10月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

　　　附　則（平成14年11月19日条例第1号）

　この条例は、公布の日から施行し、改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

　　　附　則（平成19年3月29日条例第2号）

　この条例は、平成19年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成21年3月31日条例第3号）

１　この条例は、平成21年4月1日から施行する。

　（南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

２　南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

　　　附　則（平成22年3月23日条例第3号）

　この条例は、平成22年4月1日から施行する。

　　　附　則（平成22年6月11日条例第4号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成22年6月30日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする同条第3項の規定による請求を行おうとする南空知公衆衛生組合職員は、施行日前においても、規則の定めるところによ

 　　 第４章　人事（南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例）

り、これらの請求を行うことができる。

附　則（平成29年2月27日条例第1号）

　（施行期日）

１　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第１５条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して６月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の南空知公衆衛生組合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第１５条第１項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して６月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（～４０９）

（～４０９）